

消費生活センターのコーナー

県内消費生活のセーフティネットの強化に向けて

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 山形県庁内

TEL 023-624-0999（相談専用）、023-630-3237（啓発担当）

山形県庁ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/ou/seikatsukankyo>

山形県は、蔵王、鳥海山、月山などの名峰のほか、開山千四百年余を迎えた霊験あらたかな羽黒山、そして芭蕉で有名な山寺や母なる川の最上川、美しい夕日を望む日本海など豊かな自然に恵まれるとともに、県内三十五市町村全てに温泉が湧出する温泉王国です。

また、生産量日本一の「さくらんぼ」や西洋梨「ラ・フランス」、そしてデビュー二年目を迎えた米の新品種「つや姫」など、おいしい農産物の宝庫でもあります。

山形県消費生活センターは、昭和46年に山形市中心部に設置されましたが、相談部門と行政部門との一体化を図り消費者行政を強化するため、平成21年に県庁舎に移転しました。また、地方消費者行政活性化基金を活用し、この3年間で市町村を含めた県内の消費生活センター数は6か所から12か所に、消費生活相談員数は18人から34人に増加し、相談体制の強化が図られています。

一方、相談窓口の活用と消費者被害の未然防止を図るため、広報・啓発活動にも重

点的に取り組んでいます。

県出身タレントを起用して「消費生活センターに相談してケロ！」と呼びかけるテレビCMの放送や、フリーペーパーに悪質商法に関するマンガ仕立ての啓発記事を掲載するなど、高齢者から若者までを対象として県民各層への広報を行っています。

また、福祉施設や企業を訪問しPR活動を行う「草の根コーディネーター」により消費者ニーズの掘り起こしが図られ、県が実施する消費生活出前講座は、平成21年度の47回から平成22年度には112回を数えるまでになり、地域におけるきめ細かな啓発活動が着実に強化されています。

今後も、県民の消費生活の向上と消費者被害の防止のための施策を推進し、市町村と連携を図りながら消費生活のセーフティネットの強化に力を入れていく考えです。